

長崎ラグビースクール規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人長崎ラグビースクール定款（以下「定款」という。）第4条に規定する事業のうち主たる事業となる長崎ラグビースクール（以下「スクール」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 スクールは、ラグビーフットボール（以下「ラグビー」という。）を通して、集団の中で自己の役割をしっかりと自覚し、自主的協力的に活動することができる青少年を育成するとともに、スポーツを中核とした社会教育の推進及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 スクールは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 選手の育成及び競技力向上のための練習、試合、合宿等の実施
- (2) ラグビー協会及び各種団体等が主催するラグビー競技大会への参加
- (3) 当スクールが主催するラグビー競技大会の開催
- (4) 他県のラグビースクールとの交歓会の実施
- (5) 県、市及びラグビー協会等が実施する事業への参加、協力
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

第3章 スクール生

(対象)

第4条 スクールの生徒（以下「スクール生」という。）は、年少以上の幼児、小学生及び中学生を対象とする。

(入校)

第5条 スクール生は、毎年度スクールが指定する入校式までに所定の入校申込書に健康診断書を添えて校長に提出し更新手続きをする。

2 スクールに入校しようとする者は、所定の入校申込書に健康診断書を添えて校長に提出する。

(年会費等)

第6条 スクール生は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2 スクール生は、合宿、各種大会及び交歓会等で遠征する場合は、スクールが指定する遠征参加費を納入しなければならない。

3 スクール生は、スクールが指定するユニフォーム、Tシャツ（幼児、小学生用のみ）、ヘッドギア（中学生のみ指定品、小学生は市販品で可）、ウインドブレーカー（中学生のみ）を揃えなければならない。

(任意退校)

第7条 スクール生は、校長に届け出ることにより、任意にいつでも退校することができる。ただし、退校前に納入した年会費等は返還しない。

(除名)

第8条 スクール生又は保護者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、当該スクール生又は保護者に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) スクールの名誉を著しく損なう行為があるとき。
- (3) スクールの設立の趣旨、目的、指導方針に反する行為があるとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(スクール生の資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、スクール生は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条1項に規定する更新手続きが履行されなかったとき。
- (2) 入校後1か月以上年会費を収めなかったとき

第4章 コーチ

(コーチ)

第10条 スクールの目的に賛同する社会人又は大学生で、一般社団法人長崎ラグビースクール（以下「法人」という。）に入社申込書を提出し、理事会で承認された者がコーチ（アシスタントコーチ及び顧問を含む。以下同じ。）としてスクール生の指導にあたる。

2 コーチは、長期間指導を継続できるよう努めなければならない。

3 子どもがスクール生として在籍しているコーチは、特段の事由がない限り子どもがスクールを卒業した後であっても指導を継続するよう努めなければならない。

4 コーチは、原則として公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が制定したスタートコーチ以上のラグビー指導者資格を取得していなければならない。ただし、ラグビー指導者資格を取得していない者であっても、次の要件を満たす者はコーチとしてスクール生を指導することができるものとする。

- (1) ラグビーレフリー資格（「ミニラグビーレフリー資格」を含む。）を取得している者
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が公認するスポーツ指導者資格を取得している者
- (3) ラグビー指導者として10年以上の経験と実績がある者
- (4) その他、スクール生を指導するうえで必要な知識と資格を持つと認められる者

5 前項の資格要件（以下「コーチ資格」という。）を満たしていないコーチは、速やかにコーチ資格を取得するよう努めなければならない。

6 コーチには、コーチ専用ジャージを支給する。ただし、コーチ資格を有していないコーチについては、コーチ資格を取得後、支給するものとする。

7 理事会は、各コーチに指導学年の希望調査を行った後、小学部の各学年（幼児は1年生を含む。）及び中学部にコーチを配置する。

8 理事会は、配置したコーチの中から、小学部の各学年にチーフコーチを選任し、中学部に監督を選任する。

9 チーフコーチ及び監督（以下「チーフコーチ等」という。）は、各学年の指導を統括する。

10 コーチは、コーチング委員会が示すコーチング指針に基づき指導を行う。

11 コーチは、スクール生に対して身体的、精神的な暴力行為を行ってはならない。

12 コーチは、スクール生の人格を尊重し、高圧的な指導をしてはならない。

13 コーチは、全てのスクール生に対し、愛情と公平性をもって指導しなければならない。

（アシスタントコーチ）

第11条 コーチ資格を有していないコーチは、コーチ資格を取得するまでの間、アシスタントコーチとして指導にあたるものとする。

2 アシスタントコーチは、担当する学年のチーフコーチ等の指導方針に基づき、チーム運営及び指導の補助を行う。

（顧問）

第12条 満年齢75歳に達したコーチは、顧問となり、コーチへの助言及びコーチの補佐を行う。

（チームドクター）

第13条 スクールの目的に賛同する医師又は医療関係者で法人に入社申込書を提出し、理事会で承認された者をチームドクター又はトレーナー（以下「チームドクター」という。）として登録する。

2 チームドクターは、コーチを兼ねることができる。

（社員としての役割）

第14条 コーチ及びチームドクター（以下「コーチ等」という。）は法人の社員として、定款及びこの規約を遵守し、スクールの目的達成及びスクールの運営に必要な協力をしなければならない。

（コーチ等の任期）

第15条 コーチ等の任期は定めない。

（退社及び休社）

第16条 コーチ等は、代表理事に届け出て、退社又は休社することができる。

（除名）

第17条 コーチ等が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、当該コーチ等に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 定款、この規約又はその他の規則に違反したとき。

(2) スクールの名誉を著しく損なう行為があるとき。

(3) スクールの指導者として著しく品位を害する行為があるとき。

(4) スクールの設立の趣旨、目的、指導方針に反する行為があるとき。

(5) 正当な理由なく、1年間以上スクールで実質的な活動を行っていないとき。

(6) コーチ資格を有していないコーチが、正当な事由なく、コーチ資格を3年間以上取得しないとき。

(7) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（年会費等）

第18条 コーチ等には年会費を課さない。

2 コーチ等は、合宿、各種大会及び交歓会等で遠征する場合は、スクールが指定する遠征参加費を納入しなければならない。

(報酬等)

第19条 コーチ等には、報酬を支払わない。

2 スクールは、コーチ等がスクール生の指導に必要な資格を取得しようとする場合は、取得にかかる費用の全部又は一部を補助する。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、全社員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 定款及び規約の改正
- (5) スクールの運営に必要な各種規則の制定
- (6) スクール生の除名
- (7) コーチ等の除名
- (8) その他総会で決議するものとして必要な事項

(開催)

第22条 毎年3月に定期総会を開催する。

2 必要がある場合には、臨時総会を開催する。

(招集)

第23条 総会は、理事会の議決を経て代表理事が招集する

2 代表理事は、理事会が総会の開催を議決した場合は、臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれを代行する。

(決議)

第25条 総会の決議は、委任状を含む社員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席者の3分の2以上をもって行う。

- (1) スクール生の除名
- (2) コーチ等の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の改正

第6章 理事・監事・役員

(理事)

第26条 スクールは、理事7名を置く。

2 理事は、総会で選任する。

3 理事は、理事会を構成し、法令、定款及びこの規約に定めるところにより職務を執行する。

(代表理事)

第27条 理事の互選により、代表理事を選任する。

2 代表理事は、法人を代表し、法令、定款及び規約・規則に定めるところにより法人の事業全般を総括する。

(副代表理事)

第28条 理事の互選により、副代表理事を選任する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が不在の時はこれを代行する。

(監事)

第29条 スクールは、監事2名を置く。

2 監事は、総会で選任する。ただし、監事は、理事を兼ねることができない。

3 監事は、理事の職務の執行及び会計を監査し、法令、定款及び規約・規則で定めるところにより、監査報告を作成する。

4 監事は、いつでも、理事、社員に対して事業の報告を求め、スクールの業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の辞任)

第30条 理事及び監事は、代表理事に申し出て辞任することができる。

(理事等の任期)

第31条 理事及び監事の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 理事又は監事に欠員が生じたときは、後任者を選出しなければならない。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事等の解任)

第32条 理事又は監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員を設置)

第33条 理事は、理事会の互選により、各自以下のいずれかの役員に就任する。

(1) 校長 1名

(2) 副校長 1名

(3) 小学部部长 1名

(4) 中学部部长 1名

(5) 事務局長 1名

(6) 副事務局長 1名

(7) 会計委員長 1名

(役員職務)

第34条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 校長は、長崎ラグビースクールの校長として、スクール生の指導育成及び第3条に規定するスクールの活動全般を総理する。

(2) 副校長は、校長を補佐し、校長が不在の時はこれを代行する。

(3) 小学部部长は、事業を企画、運営し、小学部の諸事業を統括する。

- (4) 中学部部長は、事業を企画、運営し、中学部の諸事業を統括する。
- (5) 事務局長は、事務局の長として事務局を統括し、庶務、父母の会との調整、交流事業、協会及び他スクールとの渉外を掌理する。
- (6) 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在の時はこれを代行する。
- (7) 会計委員長は、スクールの会計を統括し、出納を管理する。

(委員の設置)

第35条 スクールは、理事会の決議により委員及び法律顧問を置くことができる。

2 理事及び監事は、委員又は法律顧問を兼ねることができる。

3 委員及び法律顧問の辞任、任期、解任については、理事のそれに準ずる。

(報酬等)

第36条 理事、役員及び委員は、無報酬とする。ただし、法律顧問が、委任契約に基づき法律専門家としての職務を執行した場合には、契約に基づく報酬を支払うものとする。

第7章 理事会

(構成)

第37条 スクールに理事会を置く。

2 理事会は、第26条第1項に定める理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) スクールの事業執行の決定
- (2) 役員の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (4) 入社申込の承諾
- (5) コーチの配置並びにチーフコーチ及び監督の選任
- (6) コーチの退社及び休社の承認
- (7) コーチ解任の議決
- (8) 収支予算案及び決算案の審議
- (9) 規約変更の審議
- (10) 公益通報の受付及び処理
- (11) 細則制定の審議
- (12) その他、スクールの運営に必要な事項

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれを代行する。

3 理事会には、監事及び法律顧問をオブザーバーとして出席させることができる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2 可否同数の場合は、代表理事が決する。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 スクールは、事務局を設置する。

2 事務局長、副事務局長、会計委員長により事務局を構成し、小学部部長及び中学部部長がこれを監督する。

(委員)

第42条 事務局に次の委員を置く。

- (1) 小学部総務委員 若干名
- (2) 中学部総務委員 若干名
- (3) 会計委員 若干名
- (4) 広報委員 若干名
- (5) 用具委員 若干名

2 委員は、総会の議決により選任する。

(委員の職務)

第43条 委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員は、部長を補佐し、練習、諸行事及び大会の運営を行う。
- (2) 会計委員は、会計委員長を補佐し、出納を管理する、
- (3) 広報委員は、ホームページを管理・更新、スクール活動の紹介及びその他の広報活動を行う。
- (4) 用具委員は、各学年に必要な用具を調査し、配備する。

第9章 委員会

(委員会)

第44条 スクールに次の委員会を設置する。

- (1) 規律・安全委員会
- (2) コーチング委員会
- (3) レフリー委員会
- (4) 普及委員会

2 委員会の委員長及び委員は、総会の議決により選任する。

3 委員会の職務は次のとおりとする。

- (1) 規律・安全委員会は、コーチングマナー及び応援時のマナーの向上を推進するとともに、スクール生の傷害予防等の安全対策を実施する。
- (2) コーチング委員会は、年齢やレベルにあった指導の確立とコーチの育成、技術向上の取り組みを企画し実施する。
- (3) レフリー委員会は、レフリーの資格を持つ者及び資格を取得しようとする者で構成され、レフリーの育成、技術向上の取り組みを企画し実施する。
- (4) 普及委員会は、ラグビーの魅力やスクールの活動を広く紹介するとともに、スクールへの入校を促進する取り組みを企画し実施する。

(法律顧問)

第45条 スクールは、法律専門家の資格を持つ社員を法律顧問に選任することができる。

- 2 法律顧問は、理事会の決議により選任する。
- 3 法律顧問は、コンプライアンスを推進し、事件、事故が発生した場合の対応を指導する。

第10章 父母の会

(構成)

第46条 スクール生の保護者は、長崎ラグビーフットボール協会（以下「父母の会」という。）を組織する。

- 2 父母の会は、スクールの目的を達成するために、役員及びコーチと協力して活動するものとする。

(会則)

第47条 父母の会の会則は、別に定める。

第11章 登録

(協会登録)

第48条 スクールは、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「協会」という。）にチーム登録する。

- 2 スクールの所属地域協会は九州ラグビーフットボール協会とし、所属都道府県協会は長崎県ラグビーフットボール協会とする。
- 3 選手及び役員の協会への登録については次のとおりとする。
 - (1) 校長をチーム代表者として登録する。
 - (2) 校長以外の理事及び監事をチームの役員として登録する。
 - (3) 事務局長又は副事務局長をチーム管理者及びチームの主務として登録する。
 - (4) すべてのコーチをチームのコーチとして登録し、中学部の監督をチームの監督として登録する。
 - (5) チームドクターのうち医師の資格を有する者をチームドクターとして登録し、その他の医療関係者をトレーナーとして登録する。
 - (6) セーフティーアシスタント資格保有者をセーフティーアシスタントとして登録する。
 - (7) スクール生を選手として登録し、中学部の主将をチームの主将として登録する。

第12章 保険

(スポーツ安全保険等)

第49条 スクールは、公益財団法人スポーツ安全協会が主催するスポーツ・文化法人責任保険に加入するとともに、スクール生及びコーチ等を、同協会が主催するスポーツ安全保険に加入させる。

- 2 スクールの活動中、あるいはスクールを運営するための活動中に、スクール生及びコーチ等が、理由の如何を問わず、負傷または死亡した場合には、前項の保険及び日本ラグビーフットボール協会傷害見舞金で付保される範囲内で補償を受けるものとし、スクール生及びその保護者、役員、コーチ等は一切の責任から免責される。

第13章 資産及び会計

(構成)

第50条 スクールの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般会計 スクール生の年会費、スクール生及びコーチ等の遠征参加費、公共団体及び各種団体からの補助金等
- (2) 特別会計 スクールの目的に賛同する個人及び団体、企業からの寄付金、協賛金等
- (3) 基金 法人設立以前にあった資産

(管理)

第51条 前条のスクールの資産のうち一般会計及び特別会計は、会計委員長が管理し、その方法は、理事会の議決を経なければならない。

2 基金は、一般社団法人「長崎ラグビースクール」の代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経なければならない。

3 会計に係る詳細な事項は別に定める。

(会計年度)

第52条 スクールの会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(収支予算及び決算)

第53条 スクールの収支予算は、理事会審議後に、総会で議決する。

2 スクールの決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、会計委員長が作成し、監事の監査を受け、理事会の審議を経た後、総会で議決する。

3 決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

第14章 規約の変更

(規約の変更)

第54条 スクールが規約を変更しようとするときは、理事会で審議後、総会の議決を経なければならない。

第15章 雑則

(個人情報保護)

第55条 スクールに提供された個人情報は、スクール活動を運営する目的の範囲内で利用するものとし、本人の同意がある場合または正当な理由がある場合を除いて、第三者に開示しない。

(公益通報の受付及び処理)

第56条 コーチ、保護者又はスクール関係者以外の者から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報（以下「通報」という。）があった場合には、次のとおり受付及び処理を行う。

- (1) 通報を受付ける窓口は、理事会とする。
- (2) 通報は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法とし、通報の事実について十分な調査を行うため、実名通報のみを受付けるものとする。
- (3) 理事会は、通報者を保護する責任者を置き、代表理事が指名する者をもって充てる。
- (4) 理事会は、通報を受付けたときは、ただちに通報事案に係る事実関係等を調査し、是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(5) 理事会は、通報を行ったことを理由として、通報者に対していかなる不利益な取扱いも行っ
てはならない。

(6) 理事会は、通報者が特定されないよう十分に配慮し、理事が通報に関係している場合は、当
該理事をその処理に関与させてはならない。

(細則)

第57条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の審議及び総会の議決を経て、代表理事が
これを定める。

以上

附 則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規約の施行前からコーチとして活動していた者については、コーチ資格を有していない場
合であってもコーチとしての地位を保障し、第10条第6項但し書き及び第11条第1項の規定
は適用しない。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。